

平成24年

上尾市教育委員会9月定例会
議案資料

目 次

議案第50号 資料 (平成25年度当初教職員人事異動の方針について)

- ◇[埼玉県教育委員会教育長発出] 平成25年度当初教職員人事異動の方針について(通知) ----- 1
- ◇[埼玉県教育委員会教育長発出] 平成25年度当初市町村立小・中学校等教職員
人事異動方針細部事項について(通知) ----- 5

議案第51号 資料 (上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

- ◇地頭方及び壱丁目(上尾道路西側)地区通学区域の指定変更について ----- 8
- ◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則 新旧対照表 ----- 11

議案第52号 資料 (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について)

- ◇学校派遣支援員等勤務形態一覧表 ----- 12
- ◇平成24年度 教育委員会の事務に関する点検評価 修正対照表 ----- 13



教 県 第 5 4 9 号
平 成 2 4 年 9 月 1 日

各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
各 市 町 村 立 小 ・ 中 ・ 特 別 支 援 学 校 長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

平成25年度当初教職員人事異動の方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行
い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下
教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

平成25年度当初教職員人事異動の方針について

本委員会は、ここに平成25年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

平成24年9月1日

埼玉県教育委員会

平成25年度当初教職員人事異動の方針

1 基本方針

「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(5)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。

2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。

3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

4 採用等

- (1) 教職員の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。
- (2) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。
なお、若手管理職の登用に努める。
- (3) 定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）の定めるところによる。

5 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。



教小第255号
平成24年9月1日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立小・中・特別支援学校長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

平成25年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「平成25年度当初教職員人事異動の方針について」を踏まえ、各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

平成25年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

平成25年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「平成25年度当初教職員人事異動の方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 退職について

- (1) 定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 平成25年3月31日現在、満50歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2ただし書きの「教育長が定める期日」は、平成24年12月8日とする。

2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動の方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。
特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。
特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) へき地及びこれに準ずる地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積み、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正及び免許外教科担任の削減を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

3 採用等について

- (1) 教員・事務職員・学校栄養職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全県的視野に立って行う。
- (2) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、若手管理職の登用に努める。
- (4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- (5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。
- (6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。
なお、採用にあたっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

4 さいたま市との人事交流について

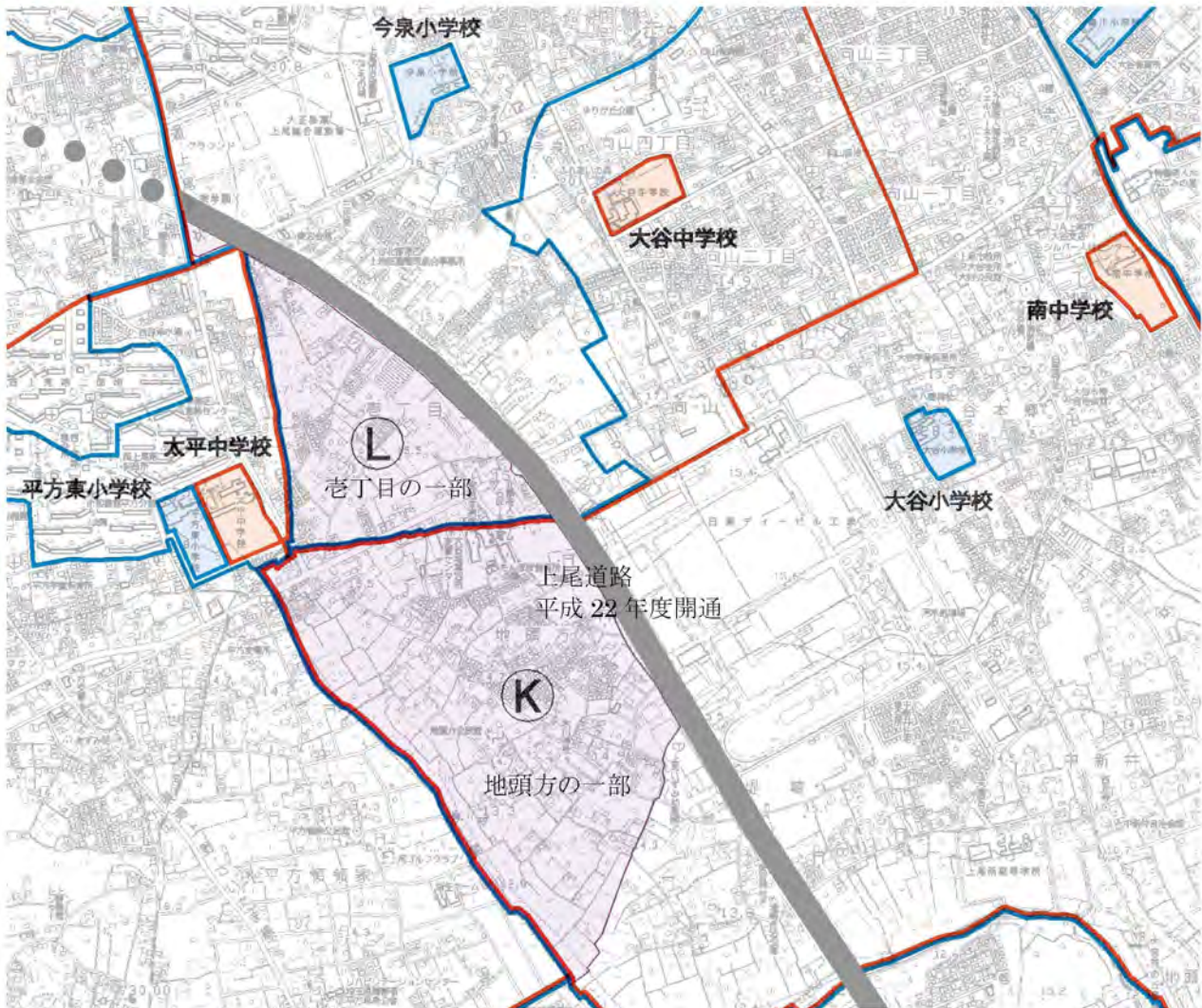
さいたま市立小学校・中学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

5 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

- (1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- (2) 教育事務所長は、上記(1)の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を推進する。

◇地頭方及び壺丁目（上尾道路西側）地区通学区域の指定変更について

対象区域

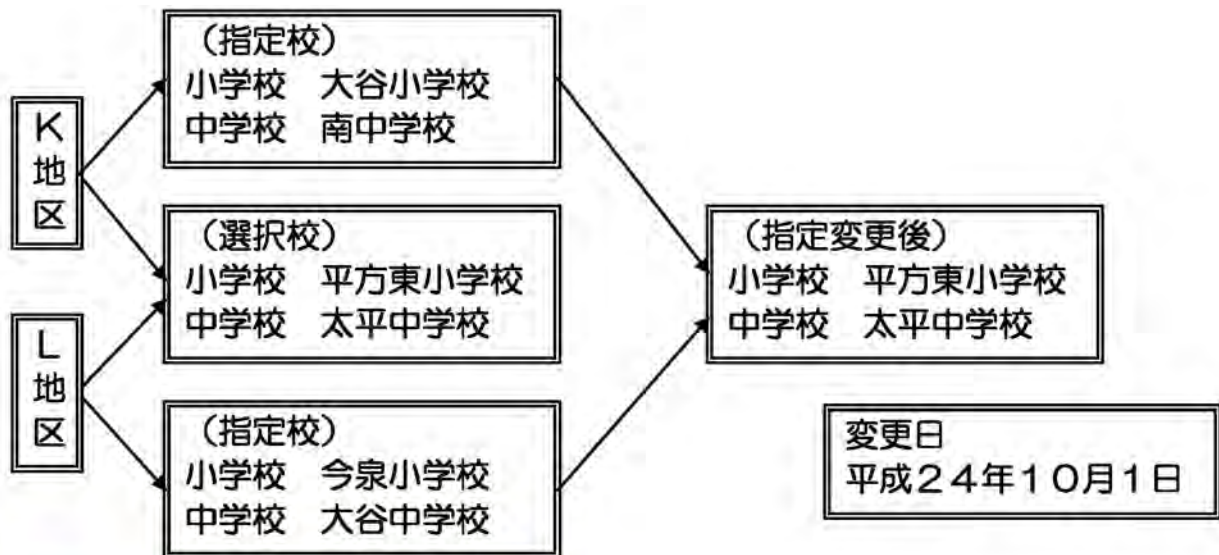


1 現状

平成22年4月の上尾道路の開通に伴い、周辺環境が変化している中で、登下校児童等の安全確保を最重要課題としてとらえ、通学区域の変更を検討しています。

2 方針（案）

地頭方及び壺丁目の各一部の学区調整区域について、本年10月1日に登下校児童等の安全確保を図るため、通学区域の指定変更を行います。



3 指定校変更に伴う配慮事項

- ・現在、大谷小、今泉小、南中、大谷中に在籍している児童・生徒はそのまま卒業が可能です。
- ・大谷小、今泉小、南中、大谷中に兄弟が在籍している場合、弟妹の同校への入学が可能です。
- ・大谷小、今泉小に在籍している児童は、現在の指定中学校である大谷中、南中に入学が可能です。
- ・その他、特別な事情がある場合は個別に相談をしてください。ー以上、申請が必要です。

4 経過及び今後のスケジュール



5 手続き等

- ・大谷小・今泉小・南中・大谷中の在校生と平成25年度小学校新入学のお子さんのいるご家庭に、9月初旬に手続きの案内を郵送します。ご案内にしたがって、必要書類をご返送ください。
→お問い合わせ先：学務課 電話048-775-9604

参考1 選択区域内における入学状況、在籍実数及び在籍推計

【小学校】

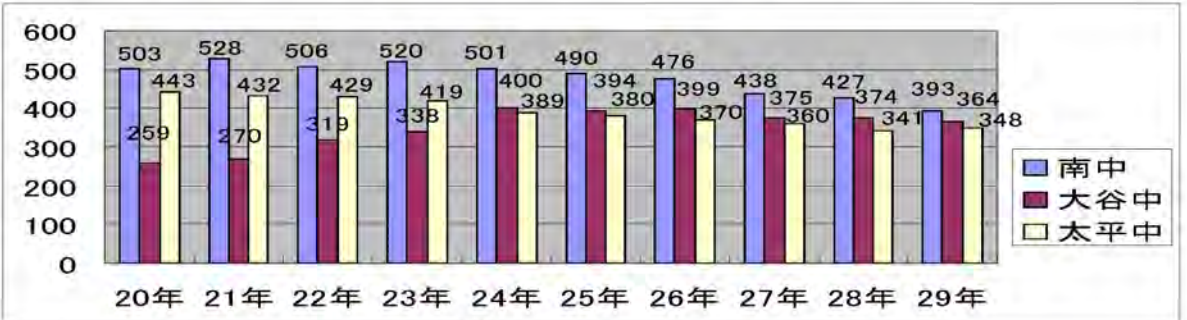
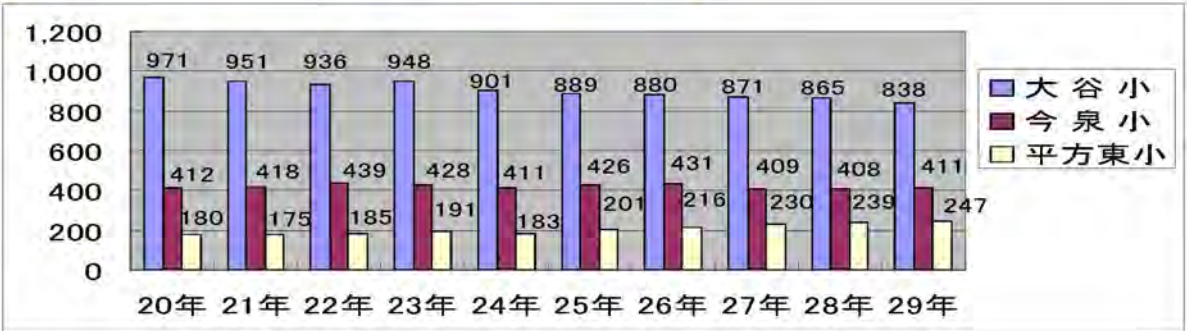
調整区域	指定校(上段)	入学状況(年度)				在籍実数				在籍推計				
	選択校(下段)	21	22	23	24	23	%	24	%	25	26	27	28	29
K	大谷小	12	9	14	10	78	83.9	76	78.4	69	64	57	58	47
	平方東小	2	4	5	3	15	16.1	21	21.6	26	35	42	51	56
L	今泉小	10	2	3	2	38	86.4	28	75.7	27	23	14	12	11
	平方東小	1	1	1	3	6	13.6	9	24.3	10	9	12	14	16

【中学校】

調整区域	指定校(上段)	入学状況(年度)				在籍実数				在籍推計				
	選択校(下段)	21	22	23	24	23	%	24	%	25	26	27	28	29
K	南中	15	13	10	12	37	82.2	35	83.3	39	42	42	34	35
	太平中	1	2	2	1	8	17.8	7	16.7	8	6	9	9	12
L	大谷中	8	8	7	10	21	84.0	26	96.3	25	21	22	17	15
	太平中	3	0	1	0	4	16.0	1	3.7	2	3	4	4	3

※1) 調整区域設定 平成21年4月1日～ ※2) 入学状況は、各年の入学当初の数字
 ※3) 在籍実数は、平成23、24年度の実数と割合 ※4) 在籍推計は、平成25～29年度の推計

参考2 周辺各校の児童の実績及び推計



※1) 24年までは、各年5月1日の実績
 ※2) 25年以降は、推計

◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則 新旧対照表

改正後 (太字 改正部分)		改正前 (改正部分)	
別表第1 (第4条関係) 小学校		別表第1 (第4条関係) 小学校	
小学校名	当該小学校の学区	小学校名	当該小学校の学区
大谷小	地頭方(国道17号上尾道路西側を除く。)、向山(市道第20594号線西側で、市道第20603号線北側を除く。)、向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、耆丁目(533番地、568番地)、今泉(市道第20594号線東側で、上尾平方線南側)、川(市道第20594号線東側で、上尾平方線南側、上尾平方線北側で、市道第1014号線東側)、川一丁目、川二丁目	大谷小	地頭方、向山(市道第20594号線西側で、市道第20603号線北側を除く。)、向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、耆丁目(533番地、568番地)、今泉(市道第20594号線東側で、上尾平方線南側)、川(市道第20594号線東側で、上尾平方線南側、上尾平方線北側で、市道第1014号線東側)、川一丁目、川二丁目
平方東小	小敷谷(818番地1、818番地2、819番地1、820番地1、821番地1及び市道第1004号線、市道第1015号線南側)、西上尾第二団地1街区22号棟から36号棟、西上尾第二団地2街区、地頭方及び耆丁目(国道17号上尾道路西側)	平方東小	小敷谷(市道第1004号線、市道第1015号線南側)、西上尾第二団地1街区22号棟から36号棟、西上尾第二団地2街区
今泉小	今泉(松原、西、本村、前、前原、稲荷前)、耆丁目(533番地、568番地及び国道17号上尾道路西側を除く。)、川(台辻(市道第20594号線西側で、上尾平方線南側、上尾平方線北側で、市道第1014号線西側))、西上尾第一団地1街区及び2街区、小敷谷(県道上尾環状線東側(818番地1、818番地2、819番地1、820番地1、821番地1を除く。))で、市道第1015号線北側)、向山(六建ニュータウンに限る。)、川(六建ニュータウンに限る。)	今泉小	今泉(松原、西、本村、前、前原、稲荷前)、耆丁目(533番地、568番地を除く。)、川(台辻(市道第20594号線西側で、上尾平方線南側、上尾平方線北側で、市道第1014号線西側))、西上尾第一団地1街区及び2街区、小敷谷(県道上尾環状線東側)、向山(六建ニュータウンに限る。)、川(六建ニュータウンに限る。)
別表第2 (第4条関係) 小学校		別表第2 (第4条関係) 小学校	
調整区域の名称	当該調整区域の範囲	指定校	選択校
K区域	大字地頭方	大谷小学校 南中学校	平方東小学校 太平中学校
L区域	大字耆丁目44番地から138番地まで、200番地から329番地まで	今泉小学校 大谷中学校	平方東小学校 太平中学校

◇学校派遣支援員等勤務形態一覧表

名称	職	採用人数	勤務時間等		勤務内容	備考
生徒指導支援員	市臨時職員	4名	週4日	5.5時間	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・暴力等の生徒指導に関する支援 ○その他教育委員会が必要と認める事項の支援 ○校内徘徊等、非行・問題行動対応への支援 ○教員等が行う教育相談等の支援 ○学校・家庭・地域の連携による校内外パトロールの支援 	西中 週2日(月火)【2名】 原市中 週2日(木金)【2名】 大石南中週2日(月火)【2名】 太平中 週2日(木金)【2名】 警察OBが中心
さわやか相談員	市臨時職員	各中学校 1名	週5日	6時間	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の相談に関すること。 ○教職員との連携に関すること。 ○学校・家庭地域社会に関すること。 ○その他、いじめ・不登校に関すること。 	
子ども学校生活支援員	県非常勤職員	4名 (現在3名)	週5日	5~6時間 (週29時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校と家庭の連絡、連携に関すること。 ○生徒指導上の配慮を要する児童生徒への支援に関すること。 ○校内・校外の見回り活動に関すること。 ○その他、学校長が必要と認めること 	上尾中 週5日【2名】 瓦葺中 週5日【2名】 一般企業退職者
埼玉県警察 スクールサポーター	県非常勤職員	2名 (男女各1名)	週2日	7.5時間	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室の実施 ○校内非行グループを形成する生徒及び保護者への指導及び助言 ○中学校が実施する校内外のパトロール活動への支援 ○その他、少年課長から命ぜられた事項 	瓦葺中 週2日(水金)【2名】 警察OB
スクールカウンセラー	県非常勤職員	6名	週1回~ 3週1回	5時間50分	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員と共に生徒の指導について協議、臨床心理の視点から教職員への助言・援助 ○生徒・保護者への支援及びカウンセリング ○教職員、保護者対象の研修会等での助言や資料提供 ○中学校長が必要と認めた小学校での助言・援助及び児童・保護者へのカウンセリング ○関係機関との連携等、各学校において適当と認められる活動 ○その他緊急時における対応 	6人 1校勤務配置は毎週1回勤務 2校勤務配置は2週間に1回勤務 3校勤務の場合は3週間に1回勤務
スクールソーシャルワーカー	県非常勤職員		週2日	6時間 (年74日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ○問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ○関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ○学校内におけるチーム体制の構築、支援 ○保護者に対する支援・相談・情報提供 ○児童生徒のカウンセリング 	

◇平成24年度 教育委員会の事務に関する点検評価 修正対照表

※修正部分のみ抜粋

<評価シート以外の部分>

修正箇所	8月定例会 協議	修正案
「事業評価判定」基準	評価	評価基準
	A	予定どおり順調に事務執行し、具体的な成果が表れており、引き続き、継続していく必要がある。
	B	おおむね順調に事務執行し、成果が表れているが、一部を改善し、継続する必要がある。
	C	目標とした成果が予定を下回っており、その手法について改善する余地が多くある。
	D	目標とした成果を大幅に下回っており、事業廃止を含めて、事業の見直しをする必要がある。
		修正案
	評価	評価基準
	A	予定どおり順調に事務執行し、具体的な成果が表れており、 <u>完了した事業を除き</u> 、引き続き、継続していく必要がある。
	B	おおむね順調に事務執行し、成果が表れているが、 <u>完了した事業を除き</u> 、一部を改善し、継続する必要がある。
	C	目標とした成果が予定を下回っており、その手法について改善する余地が多くある。
	D	目標とした成果を大幅に下回っており、事業廃止を含めて、事業の見直しをする必要がある。

<評価シート以外の部分>

No.	事業名	修正箇所	8月定例会 協議	修正案																																								
2	学級支援員派遣事業 (学務課)	評価指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>指標の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置支援員数</td> <td>23人</td> <td>20人</td> <td>27人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援員配置率</td> <td>—</td> <td>20.4%</td> <td>24.0%</td> <td>配置人数/申請数×100(%)</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	指標の説明	配置支援員数	23人	20人	27人		支援員配置率	—	20.4%	24.0%	配置人数/申請数×100(%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>指標の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級支援員 配置数</td> <td>23人</td> <td>20人</td> <td>27人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学級支援員+特別支援教育支援員 配置数</td> <td>33人</td> <td>30人</td> <td>47人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学級支援員+特別支援教育支援員 申請数</td> <td>135人</td> <td>141人</td> <td>198人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学級支援員+特別支援教育支援員 配置率</td> <td>24.4%</td> <td>21.3%</td> <td>23.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	指標の説明	学級支援員 配置数	23人	20人	27人		学級支援員+特別支援教育支援員 配置数	33人	30人	47人		学級支援員+特別支援教育支援員 申請数	135人	141人	198人		学級支援員+特別支援教育支援員 配置率	24.4%	21.3%	23.7%	
指標名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	指標の説明																																								
配置支援員数	23人	20人	27人																																									
支援員配置率	—	20.4%	24.0%	配置人数/申請数×100(%)																																								
指標名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	指標の説明																																								
学級支援員 配置数	23人	20人	27人																																									
学級支援員+特別支援教育支援員 配置数	33人	30人	47人																																									
学級支援員+特別支援教育支援員 申請数	135人	141人	198人																																									
学級支援員+特別支援教育支援員 配置率	24.4%	21.3%	23.7%																																									
3	理科教育振興事業 (指導課)	● 評価結果 教育委員会評価	<p>上尾支部科学教育振興展覧会への出品作品は、小・中学校で、夏季休業中の自由研究として研究に取り組みることが多く、毎年行われている教育活動である。上尾支部科学展に出品された研究物は、審査を経て小学校7点、中学校4点が北足立地区科学展に出品される。北足立地区科学展においても同様に審査が行われ、県中央展に選出される。本事業は、児童生徒の科学的な資質・能力の向上を図るとともに、展覧会を公開することで、市民の科学に対する興味関心を高める効果もある。なお、同様の取組は県内全市町村において実施されており、今後も継続して実施する必要がある。</p>	<p>上尾支部科学教育振興展覧会への出品作品は、小・中学校で、夏季休業中の自由研究として研究に取り組みることが多く、毎年行われている教育活動である。上尾支部科学展に出品された研究物は、審査を経て小学校7点、中学校4点が北足立地区科学展に出品される。北足立地区科学展においても同様に審査が行われ、<u>最優秀賞として14点</u>が県中央展に選出される。本事業は、児童生徒の科学的な資質・能力の向上を図るとともに、展覧会を公開することで、市民の科学に対する興味関心を高める効果もある。なお、同様の取組は県内全市町村において実施されており、今後も継続して実施する必要がある。</p>																																								
		● 評価結果 事業の内容	<p>次年度以降の目標設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県学習状況調査</td> <td>小学校 73.2%</td> <td colspan="2" rowspan="2">埼玉県平均正答率+5%</td> </tr> <tr> <td>理科 正答率</td> <td>中学校 53.9%</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	平成23年度実績	平成24年度	平成25年度	埼玉県学習状況調査	小学校 73.2%	埼玉県平均正答率+5%		理科 正答率	中学校 53.9%	<p>次年度以降の目標設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上尾支部科学展出品数</td> <td>144点</td> <td>165点</td> <td>165点</td> </tr> <tr> <td>県中央展選出作品数 (北足立科学展出品作品より14点が県中央展へ選出)</td> <td>2点</td> <td>3点</td> <td>3点</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	平成23年度実績	平成24年度	平成25年度	上尾支部科学展出品数	144点	165点	165点	県中央展選出作品数 (北足立科学展出品作品より14点が県中央展へ選出)	2点	3点	3点																		
目標指標	平成23年度実績	平成24年度	平成25年度																																									
埼玉県学習状況調査	小学校 73.2%	埼玉県平均正答率+5%																																										
理科 正答率	中学校 53.9%																																											
目標指標	平成23年度実績	平成24年度	平成25年度																																									
上尾支部科学展出品数	144点	165点	165点																																									
県中央展選出作品数 (北足立科学展出品作品より14点が県中央展へ選出)	2点	3点	3点																																									
5	魅力ある学校づくり事業 (指導課)	● 事業の概要	<p>市立幼稚園及び小・中学校において教育課題の研究を推進する。各学校に対して、3年ごとのサイクルで、2年間の計画的な研究を委嘱している。各学校では創意工夫を生かした教育活動を展開することにより、魅力ある学校づくりを行う。また、上尾市教育研究会に対して、全体研修会や各部会の研究の補助金を交付し、教職員の資質の向上を図る。</p>	<p>市立幼稚園及び小・中学校において教育課題の研究を推進する。各学校に対して、3年ごとのサイクルで【①研究準備→②研究1年目→③研究2年目<研究発表>】、2年間の計画的な研究を委嘱している。各学校では創意工夫を生かした教育活動を展開することにより、魅力ある学校づくりを行う。また、上尾市教育研究会に対して、全体研修会や各部会の研究の補助金を交付し、教職員の資質の向上を図る。</p>																																								

No.	事業名	修正箇所	8月定例会 協議	修正案
7	小学校理科支援員配置事業 (指導課)	● 評価結果 特記事項	理科好きな児童を育成することを目的とした本事業は、観察・実験を充実させることで、科学に興味を持ち、科学的な思考力を身につけることにつながっている。本事業は、国の事業仕分けにより、平成24年度には統合・廃止される予定であるが、平成21・22年度の2年間、市内小学校への全校配置により、理科室内の掲示物や観察・実験に必要な器具の整理を行うことができた。23年度は6校への配置となったが、1校あたりの配置時数を増加し、きめ細かい支援が行えるようにした。小学校への理科支援員の配置は、理科教育の充実に効果的であったことから、市独自の事業としての継続実施及び学校応援団における学習支援ボランティア等による実施について、検討が必要である。	理科好きな児童を育成することを目的とした本事業は、観察・実験を充実させることで、科学に興味を持ち、科学的な思考力を身につけることにつながっており、平成21・22年度の2年間は、市内小学校への全校配置により、理科室内の掲示物や観察・実験に必要な器具の整理を行うことができた。23年度は6校への配置となったが、1校あたりの配置時数を増加させるなど工夫を施し、きめ細かい支援が行った。小学校への理科支援員の配置は、理科教育の充実に効果的であり、国においても、平成24年度をもって廃止予定であった本事業を平成25年以降においても継続する方向性での検討が進められている。今後の国の動向を注視しながら、市独自の事業としての継続実施及び学校応援団における学習支援ボランティア等による支援の実施について、検討していく。
10	英語弁論暗唱大会開催事業 (指導課)	● 評価結果 教育委員会の評価	市英語弁論暗唱大会は、全国大会である高円宮杯全国中学生弁論大会の市内予選を兼ねており、県内市町村（地区）ごとに実施している。 市の弁論の部で第1位になった生徒は、埼玉県英語弁論大会に出場し、そこで上位に入賞した場合、全国大会にコマを進めることとなり、本大会を実施しない場合は、県大会等への出場者の選抜が困難となる。 英語学習の意欲付けを図るとともに、英語による表現力を高めることができる本事業は、今後も継続計測して実施する必要がある。	市英語弁論暗唱大会は、全国大会である高円宮杯全国中学生弁論大会の市内予選を兼ねており、県内市町村（地区）ごとに実施している。 市の弁論の部で第1位になった生徒は、埼玉県英語弁論大会に出場し、そこで上位に入賞した場合、全国大会にコマを進めることとなり、本大会を実施しない場合は、県大会等への出場者の選抜が困難となる。 全中学校にはALTが週5日間配置されており（事業番号12）、教育委員会としては、出場生徒の弁論及び暗唱の内容、文法及び表現方法、発音等について、ALTを積極的に活用するよう求め、各学校においては、放課後等にALTが出場生徒を直接、指導するなど積極的に活用を図っている。 英語学習の意欲付けを図るとともに、英語による表現力を高めることができる本事業は、今後も継続計測して実施する必要がある。
12	小・中学校ALT配置事業 (指導課)	● 評価結果 特記事項	ALTの配置により、英語によるコミュニケーション能力やその素地を高める学習活動の充実が図られている。小学校1校に1名のALTを常駐することで、5・6年生以外の学年においても、通常の学校生活において直接、異文化に触れ、児童生徒の国際感覚等を一層はぐくむことができた。	ALTの配置により、英語によるコミュニケーション能力やその素地を高める学習活動の充実が図られている。小学校1校に1名のALTを常駐することで、5・6年生以外の学年においても、通常の学校生活において直接、異文化に触れ、児童生徒の国際感覚等を一層はぐくむことができた。 また、ALTの資質の向上を図るため、ALTが一同に参集する「ALTミーティング」を毎月、3回開催し、各校で実施した優れた授業実践等の情報及び教材の交換を行っている。さらに、教育委員会の学校訪問をとおして、担当指導主事が授業を参観し、その後に行われる分科会等において、直接、担当教員及びALTを指導するとともに、派遣元業者のコーディネーター等が定期的に配置校を訪問し、校長・教頭等からALTの勤務実態や教職員との人間関係等について情報を収集し、その都度、ALTに指導・助言を行い、授業の質の向上に努めている。
21	小中学校図書整備事業 (総務課)	● 評価結果 教育委員会の評価	確かな学力と豊かな心をはぐくむため、子どもたちの自主的・自発的な学習活動の場として、また多くの情報を収集できる場として、学校図書館の果たす役割は大きなものがある。整備指標である「学校図書館図書整備標準」の達成を目標として、平成19年度から平成23年度までの整備計画を策定し取り組んできた。しかし現状では整備計画の達成までには至っていない。平成23年度に学校図書館管理システムを導入するにあたり、大規模な学校図書整理を行ったことにより廃棄冊数が増え、一時的に図書標準達成率が減少してしまったが、引き続き学校図書館を充実させるため、積極的に図書整備を推進していく。	確かな学力と豊かな心をはぐくむため、子どもたちの自主的・自発的な学習活動の場として、また多くの情報を収集できる場として、学校図書館の果たす役割は大きなものがある。整備指標である「学校図書館図書整備標準」の達成を目標として、平成19年度から平成23年度までの整備計画を策定し取り組んできた。しかし現状では整備計画の達成までには至っていない。平成23年度に学校図書館管理システムを導入するにあたり、全国学校図書館協議会が制定した「学校図書館図書廃棄基準」に基づき、大規模な学校図書整理を行ったことにより廃棄冊数が増え、一時的に図書標準達成率が減少してしまったが、引き続き学校図書館を充実させるため、積極的に図書整備を推進していく。

No.	事業名	修正箇所	8月定例会 協議	修正案
25	指導法改善事業 (指導課)	●評価結果 特記事項	平成23年度から小学校において新学習指導要領が全面実施された。また、平成24年度からは中学校で新学習指導要領が全面実施となり、学習内容が増加されることから、授業の質の維持向上と指導方法の工夫改善が今後さらに重要となる。指導内容の理解を深め、指導方法の向上を図るため、研修会等の内容を一層充実させるとともに、新学習指導要領に対応した図書の購入・配布等教育環境の整備を一層図る必要がある。	平成23年度から小学校において新学習指導要領が全面実施された。また、平成24年度からは中学校で新学習指導要領が全面実施となり、学習内容が増加されることから、授業の質の維持向上と指導方法の工夫改善が今後さらに重要となる。指導内容の理解を深め、指導方法の向上を図るため、研修会等の内容を一層充実させるとともに、新学習指導要領に対応した図書の購入・配布等教育環境の整備を一層図る必要がある。 教職員を対象とする研修については、新学習指導要領に対応したデジタル教科書を活用し、学習指導要領のねらいを踏まえた指導方法等の研修会を、各月1回以上実施するとともに、ICTの活用や各教科等の指導方法を教職員が自主的に研修できる機会として教師力アップ講座を夜間や土曜日等に開催し、教職員の資質・指導力の向上を図った。平成23年度は、新学習指導要領対応の教師用指導資料を全小学校に配布し、指導の充実を図るとともに、デジタル教科書を全教員のPCにインストールし、指導方法の工夫改善を図った。また、デジタル教科書導入に関わり、ICT活用研修会の開催回数を増やした。
26	小・中学校音楽会開催事業 (指導課)	●評価結果 教育委員会の評価	音楽的な活動をととして、情操豊かな児童生徒の育成を図ることは、児童生徒の肉体的な成長を促すことにもなる。現在、市では各学校の枠を超えた交流活動は、小学校において、連合運動会、親善球技大会であり、中学校では、部活動における各種大会が中心となっており、いずれも体育的活動が多い。文化芸術の振興のためにも、本事業のような音楽的活動は効果的である。また、音楽教育の成果を発表し合える場を設けていくことは、児童生徒の豊かな心を育成するためにも効果的である。 平成23年度は上尾市歌を全員合唱として、参加した児童生徒全員で合唱した。上尾市歌の合唱については今後も継続していく。参観した保護者に音楽会の内容についてアンケート調査を行ったところ、調査結果は、「よかった」96.4%、「おおむねよかった」3.6%であった。	音楽的な活動をととして、情操豊かな児童生徒の育成を図ることは、児童生徒の肉体的な成長を促すことにもなる。現在、市では各学校の枠を超えた交流活動は、小学校において、連合運動会、親善球技大会であり、中学校では、部活動における各種大会が中心となっており、いずれも体育的活動が多い。文化芸術の振興のためにも、本事業のような音楽的活動は効果的である。また、音楽教育の成果を発表し合える場を設けていくことは、児童生徒の豊かな心を育成するためにも効果的である。 平成23年度は上尾市歌を全員合唱として、参加した児童生徒全員で合唱した。上尾市歌の合唱については今後も継続していく。参観した保護者に音楽会の内容についてアンケート調査を行ったところ、調査結果は、「よかった」96.4%、「おおむねよかった」3.6%であった。 会場規模及び時間的な問題により、全小・中学校がそれぞれの各学校の発表を聞くことができないこともあるが、音楽会の開催をととして、各小中学校が文化的な連携を深め、小中学校で行われている音楽会へ互いに参加するなどしてきている。
29	道徳教育研究推進モデル校事業 (指導課)	●評価結果 特記事項	研究推進モデル校が中心となり「彩の国の道徳」の活用方法について研究を進めたことにより、研究成果を市内各小中学校で共有することができた。また、「家庭用 彩の国の道徳」の活用をととして、学校、家庭・地域が連携して道徳教育を推進することができた。上平北小・上平中学校が連携し、合同研修会や授業参観などを行うことで、小中連携を推進できた。「上平北小学校道徳ムーブメント」、「上平中道徳スタイル」が作成されたことにより、市内各学校の道徳教育の一層の推進を図ることができた。	研究推進モデル校が中心となり「彩の国の道徳」の活用方法について研究を進めたことにより、研究成果を市内各小中学校で共有することができた。また、「家庭用 彩の国の道徳」の活用をととして、学校、家庭・地域が連携して道徳教育を推進することができた。上平北小・上平中学校が連携し、合同研修会や授業参観などを行うことで、小中連携を推進できた。「上平北小学校道徳ムーブメント」、「上平中道徳スタイル」が作成されたことにより、市内各学校の道徳教育の一層の推進を図ることができた。 研究推進モデル校の指定は平成23年度、平成24年度の2年間で終了となるが、いじめ問題が社会問題化し、「心の教育」の重要性が認識されていることから、2校が研究してきた内容については、市内全小中学校において共有化し、本市の道徳教育の一層の充実を図っていきたい。
44	情報教育支援員配置事業 (指導課)	●評価結果 教育委員会の評価	ICT化の進む社会に生徒たちが積極的に対応できるように児童生徒の情報発信能力の養成という観点からの教育活動も求められている。教育の情報化を推進することは、子どもたちの情報活用能力の育成や、デジタル教材等を活用した授業を実施することができ、確かな学力を育成する上でも大変有効なものである。また、情報教育支援員は、児童生徒への個別指導の支援だけでなく、各種掲示の作成、ホームページの作成補助など、学校における情報関係の業務を行い、学校の教育活動を支援することができた。	ICT化の進む社会に生徒たちが積極的に対応できるように児童生徒の情報発信能力の養成という観点からの教育活動も求められている。教育の情報化を推進することは、子どもたちの情報活用能力の育成や、デジタル教材等を活用した授業を実施することができ、確かな学力を育成する上でも大変有効なものである。また、情報教育支援員は、児童生徒への個別指導の支援だけでなく、各種掲示の作成、ホームページの作成補助など、学校における情報関係の業務を行い、学校の教育活動を支援することができた。 3年間の支援員配置事業により学校ICT化の基盤づくりを整えるとともに、併せて、教職員を対象とした学校ICT活用研修会等により学校のICT化の推進を図っている。学校ICT推進運営委員会を中心に、今後も組織的、継続的に学校のICT化を推進していく。